

美里町人と犬及び猫が共生する地域社会に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 9 条の規定に基づき、犬及び猫に関し所有者等、町民等及び町の責務を明らかにすることにより、快適な生活環境を保持し、もって人と犬及び猫が共生する地域社会の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 犬又は猫の所有者又は占有者（犬又は猫の所有者又は占有者以外の者が飼養又は保管（以下「飼養」という。）する場合は、その者を含む。）をいう。
- (2) 飼い犬 所有者等が所有し、又は占有する犬（所有者又は占有者以外の者が飼養する犬を含む。）をいう。
- (3) 飼い猫 所有者等が所有し、又は占有する猫（所有者又は占有者以外の者が飼養する猫を含む。）をいう。
- (4) 地域猫 所有者等のいない猫のうち、地域住民の理解の下、餌の管理、ふん尿の始末、不妊去勢手術の実施等、適正な管理が行われているものをいう。
- (5) 町民等 町民、事業者及び町内に通勤し、又は通学する者その他の滞在者をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物をいう。

(所有者等の責務)

第 3 条 所有者等は、命あるものへの責任を十分に自覚し、飼い犬又は飼い猫を終生にわたり飼養するとともに、やむを得ず飼養することが困難となった場合には、自らの責任において新たな所有者等を見つけなければならない。

2 所有者等は、飼い犬又は飼い猫の健康及び安全を保持するため、発育状況に応じた栄養の確保、疾病の予防及び治療、飼養場所の温度管理及び清潔の保持等の必要な措置を講じなければならない。

- 3 所有者等は、自己の飼養状況に適した頭数を把握し、飼い犬又は飼い猫がみだりに繁殖することを防止するため、不妊去勢手術の実施等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 所有者等は、飼い犬又は飼い猫が逸走した場合は、自らの責任において収容に努めなければならない。
- 5 所有者等は、大規模な災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に備え、あらかじめ飼い犬又は飼い猫の避難先を確認し、及び確保するとともに、餌、水その他飼養に必要な資材を備蓄し、災害時にも当該犬又は猫を適正に飼養するよう努めなければならない。

（犬の所有者等の責務）

第4条 犬の所有者等は、飼い犬が人に迷惑を及ぼすことがないように、次に掲げる責務を有する。

- （1） 適正なしつけを施すこと。
- （2） 屋外で飼育する場合、柵、おりその他囲いの中で、又は固定した物に綱、鎖等で確実につなぎ、飼養すること。
- （3） 公共の場所に同伴し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合はこの限りでない。
ア 盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
イ 犬を制御できるものが、人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所及び方法で訓練をする場合
- （4） 公共の場所に同伴し、又は運動させるときは、排せつしたふんの回収及び尿の洗浄をするための用具を携帯すること。
- （5） 公共の場所等でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収すること。
- （6） 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条の規定による町への登録をするとともに、町長が交付する鑑札を掲示するなどの方法により、当該犬が自己の所有に係るものであることを明らかにするよう努めること。

（猫の所有者等の責務）

第5条 猫の所有者等は、飼い猫が人に迷惑を及ぼすことがないように、次に掲げる責務を有する。

- （1） 屋内において飼養するよう努めること。
- （2） 公共の場所等でふんを排せつしたことが明らかなきときは、当該ふんを回収すること。

（町民等の責務）

第6条 町民等は、人と犬及び猫が共生する地域社会の実現に向け、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（町の責務）

第7条 町は、人と犬及び猫が共生する地域社会の実現に向け、愛護及び管理に関する指導及び意識の啓発を行うものとする。

2 町は、災害時の飼い犬及び飼い猫の保護について、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、公共の場所における犬のふん尿による被害の防止について、必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、所有者等のいない猫に対する町民等の適正な給餌（給水を含む。以下同じ。）に係る活動を支援し、地域猫への移行の促進及び所有者のいない猫に対する保護猫活動等を支援するものとする。

5 町は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（相互の協力）

第8条 所有者等、町民等及び町は、この条例の目的を達成するため、相互に、その責務を理解し、協力するものとする。

（所有者等のいない猫に対する給餌）

第9条 町民等は、所有者等のいない猫に対して給餌を行うときは、適正な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならない。

2 前項の給餌に関し、町民等が遵守すべき基準は、規則で定める。

（勧告）

第10条 町長は、前条第1項の規定に違反して周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、当該支障を生じさせている者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第11条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、当該違反行為を中止するよう命ずることができる。

（報告の徴収等）

第12条 町長は、第4条及び第9条第1項の施行に必要な限度において、犬の飼養若しくは所有者等のいない猫に対する給餌の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、不適正な飼養若しくは給餌が行われていると認められる場所に立ち入り、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第11条の規定による命令に違反した者

(2) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第15条 第4条第5号の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。